

---

プロジェクト    **バーチャル PPA に係る会計上の取扱い**

項目            **第 162 回実務対応専門委員会で聞かれた意見**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 162 回実務対応専門委員会（2024 年 10 月 22 日開催）で議論された事務局の分析について、聞かれた意見をまとめたものである。

## II. 事務局の分析について聞かれた意見

### （会計処理に関する基本的な考え方）

2. 当面の取扱いを定めるアプローチが前提となることを踏まえると、事務局の整理の方向性に異論はない。
3. 非化石証書を取得する契約とするのか、又は非化石価値を取得する取引とするのか、若しくは消費する電力と合わせて再生可能電力を調達する取引とするのか、表現によって取引の捉え方が変わり会計処理に影響する可能性があると考え。差金決済がマイナスとなる可能性もあり、バーチャル PPA の取引の性質の捉え方は難しい面があるため、さらなる分析又は表現の明確化が必要ではないかと考える。
4. 日本公認会計士協会のテーマ提案では、会計処理単位について 2 つの要素があるとしていたが、事務局の提案では当面の取扱いとして非化石証書の取得という 1 つの会計処理単位とみなしているため、その整理についてもう少し説明を追加した方がよいと考える。
5. 需要家と発電事業者の会計処理は必ずしもミラーになるとは限らないと理解しているが、発電事業者についても検討したうえで、需要家にとっての取引の実態が非化石証書の取得であることを整理してはどうかと考える。
6. 非化石証書の取得として取引を整理した場合、差金決済がマイナスとなるケースでは、需要家は非化石証書の取得時に対価を受領することになる点に違和感がある。取引の性質に基づく分析をするのであれば、差金決済がマイナスとなる取引の性質について初めに分析すべきではないかと考える。
7. 取引の実態を理解するために主要な考え方を仕訳で例示いただいたうえで、派生論点として価格が変動する場合を例示いただいた方が議論しやすいと考える。

8. 長期契約について当面の取扱いを定める方針と理解したが、10年から15年など長期の間に差金決済がマイナスとなる可能性も否定できないため、ある程度幅のある価格変動が生じること等を踏まえた議論をしていただきたい。

**(対価の支払義務に関する負債の認識時点)**

9. 非化石証書について支払い及び引渡しが未了である認定時点での負債の認識が提案されているのは、一般的な商品の取得に係る未履行契約とは異なり解約不能で発電していることにより権利が生じているという整理であり、数量の確定する認定時点での認識が考えられるという理解でよいか確認したい。また、その場合、現行の実務では認定時点よりも遅い時点で会計処理していると理解しているため、需要家が発電事業者から情報を入手するなど現行の実務からの変更を想定しているのか確認したい。

以上